

# 旅券(パスポート)の申請案内

- 岩手県で申請できるのは、日本国籍を有し、岩手県内に住民登録をしている方又は居所がある方です。
- お住まいの市町村により旅券窓口が異なります。詳しくは6ページの「岩手県旅券窓口一覧」をご覧ください。

## 申請に必要な書類

<p>1. <b>一般旅券発給申請書</b> 1通</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳未満の方は、5年旅券のみの申請になります。</li> <li>・20歳以上の方は、10年旅券又は5年旅券を選べます。</li> </ul>	
<p>2. <b>戸籍謄(抄)本</b> 1通 (発行日から6カ月以内のもの) ※未成年者は謄本が望ましい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効な旅券をお持ちの方で、氏名、本籍の都道府県名の変更及び法律に拠る性別変更がない場合は省略することができます。ただし、<b>未成年者は省略できません。</b></li> <li>・戸籍謄(抄)本が不要の方も、申請書に本籍地を番地まで記入する必要がありますので、事前に確認しておいてください。</li> <li>・同一戸籍の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通とすることができます。</li> <li>・改姓や親権者等の確認のため、追加で資料の提出を求める場合があります。</li> </ul>	
<p>3. <b>写真</b> 1枚 (6カ月以内に撮影したもの)</p> 	<p>この写真が旅券に転写されます。必ず次の規格に合ったものをお持ちください。<b>写真は申請書に貼らないでください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者本人のみが無帽で正面を向いて撮影されたもの。(顔の中心部分が左右に寄ったり傾いたりしないこと。)</li> <li>・背景や影がないもの。</li> <li>・ふちなしで、左図規格の寸法をすべて満たしたもの。</li> </ul> <p>※次の写真は受付できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲写真にキズや汚れ、変色があるもの。不鮮明なもの。</li> <li>▲人物と背景が同一色で、境目がわかりにくいもの。</li> <li>▲表情が平常と著しく異なるもの。(容貌が変わるほど笑っているもの。)</li> <li>▲メガネのレンズに光が反射しているもの。</li> <li>▲髪やメガネのフレームが目にかかっているもの。輪郭が隠れているもの。</li> <li>▲サングラス・マスク・ヘアバンド・イヤリング等で本人確認上支障のあるもの。</li> <li>▲カラーコンタクトレンズ着用のもの。</li> <li>▲デジタルカメラで撮影された写真の場合、ドット(網状の点)や、ジャギー(階段状のギザギザ)のあるもの。画質が適切でないもの。</li> <li>▲てかりやムラがあるもの。</li> </ul> <p>※上記以外でも写真の撮り直しをお願いすることがあります。 4ページの「<b>不適当な写真例</b>」をご覧ください。</p>	
<p>4. <b>身元確認の書類</b> (有効な原本であること。コピーは不可。)</p> <p>○本人確認のための書類は、氏名、生年月日、性別、住所等が申請書の内容と一致している必要があります。 ○代理提出の場合は、申請者と代理人の身元確認書類が必要です。</p>		
<p>① 1点でよい書類</p> <p>下記からいずれか1点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国旅券(失効後6カ月以内のものを含む)</li> <li>・運転免許証</li> <li>・運転経歴証明書(平成24.4.1以降交付のもの)</li> <li>・住基カード(写真付き)</li> <li>・マイナンバーカード(個人番号カード)通知カードは不可</li> <li>・船員手帳、海技免状</li> <li>・猟銃・空気銃所持許可証</li> <li>・戦傷病者手帳</li> <li>・宅地建物取引士証</li> <li>・電気工事士免状、無線従事者免許証</li> <li>・官公庁職員身分証明書(写真を貼ったもの)</li> <li>・身体障害者手帳(写真張り替え防止がなされているもの)</li> </ul>	<p>② 2点必要な書類 アから2点又はアとイから各1点。イのみ2点は不可</p> <p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証</li> <li>・国民健康保険証</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・船員保険証</li> <li>・共済組合員証</li> <li>・年金手帳又は証書等</li> <li>・介護保険証</li> <li>・印鑑登録証明書と実印</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳(写真付)</li> </ul>	<p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生証(写真付)、生徒手帳</li> <li>・会社の身分証明書(写真付)</li> <li>・公の機関が発行した資格証明書(写真付)</li> <li>・失効旅券(本人確認できるもの)</li> <li>・身体障害者手帳(①に該当しないもの)</li> <li>・療育手帳</li> <li>・母子手帳(小学生以下)</li> </ul>
<p>5. <b>前回取得した旅券</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期間内の旅券をお持ちの方は、有効旅券の提出がないと申請できません。</li> <li>・これまでに旅券を申請したことのある方は、最後に取得した旅券を持参してください。その旅券を紛失している場合は、申請時に窓口でお申し出ください。</li> </ul>	

## 住民票は、原則として提出の必要はありません。

※単身赴任や就学等により住民登録がない場所で申請する方は、住民票の提出が必要になる場合がありますので、事前に最寄りの窓口へお問い合わせください。